

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成 24 年 1 月 31 日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

文化・国際課発注広報物デザイン委託

(2) 業務内容

「世田谷芸術百華」を代表とする一連の広報物のデザイン作成、編集作業及び印刷作業を行う。印刷物は下記のとおり。

事業名	実施時期 (予定)	予定納期	種 別		
			ポスター	リーフレット	チラシ
世田谷芸術百華	9月1日～ 11月30日	8月下旬	A3 : 800 B2 : 10	A4 半分、20 ページ : 15,000	
世田谷区芸術 アワード“飛翔”	5月1日 ～9月第2 週 11月26 日	ポスター・ A4 リーフレッ ト : 4月下旬 B5 リーフレ ット・賞状 : 11月中旬	A3 : 5,000	A4、8 ページ : 25,000 B5、8 ページ : 300	賞状 10 (A4、 195kg、片面)
遊びと学びの 子どもプロジェ クト	7月上旬 ～8月31 日	6月下旬		A4、4 ページ : 60,000	
アートネット ワーク会議	12月8日	9月下旬			A4 : 5,000

(3) 履行期間

契約締結日から 2012 年 11 月 22 日 (木) まで

業務の履行が良好であることを条件に、平成 26 年度まで 1 年度ごとに
随意契約できることがある。

2 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

(1) 応募資格

広報物作成事業において高い能力を有する東京都及び東京都に隣接する県（千葉県、埼玉県、山梨県、神奈川県）に主たる事務所を有する法人としての規約と代表者の定めのある法人である団体。（個人での応募は不可）

（２）応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができない。

破産者で復権を得ない者

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者

最近 1 年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者

本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

審査委員及び本件公募事務に係る補助業務の受託者

選定事業者になろうとする法人及びその役員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体・役員

会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きが終了していない団体

手形の取引停止処分、銀行や取引先からの取引停止処分等経営状態が著しく不健全な団体

監督官庁から指導を受けてその状況が改善されない団体

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「参加資格」を満たす事業者

4 提案書を特定するための評価基準

- （１）広報物デザイン業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- （２）区の定める「視覚情報のユニバーサルデザインガイドライン」を理解していること。
- （３）区が実施する各事業（世田谷芸術百華、世田谷区芸術アワード 等）の主旨や内容を十分に理解していること。
- （４）作成にあたり確実かつ柔軟なスケジュール管理体制を有していること。
- （５）見積金額及び内容の妥当性

5 手続等

（１）担当部課

生活文化部 文化・国際課

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

配布期間：2012年1月31日（火）～2月13日（月）

配布場所：生活文化部文化・国際課

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限：2月17日（金）正午

受付方法：上記文化・国際課（〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27）
まで持参または郵送とする。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限：2012年3月7日（水）

受付方法：持参

提出場所：生活文化部文化・国際課

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無：無

(6) 本件業務に係る契約の締結は、当該業務に係る平成24年度予算が成立し、配当がなされることを条件とする。

(7) 詳細は説明書による。